

須坂市 キャッシュレス決済機器等導入支援事業補助金 Q&A

目次

【事業全般について】

1. どのような事業が対象となりますか？
2. どのような人が対象になりますか？
3. 事業の対象となる、市内に店舗・事務所等を有する「中小企業者等」の定義は？
4. 社会福祉法人、学校法人、宗教法人は交付対象となりますか？
5. 医療法人（個人開業医含む）は交付対象となりますか？
6. 中小企業しか申請できませんか？
7. 風営法の規制を受ける事業者は補助金の交付対象となりますか？
8. 補助金は何回申請できますか？
9. 申請受付要領、申請書式等はどこで入手できますか？
10. 申請は申請書だけ提出すれば良いですか？
11. 申請書はどこにどのように提出すれば良いですか？
12. 申請書を提出した後はどのような手続きになりますか？
13. 既に実施済みの工事などは補助金の対象になりますか？
14. 工事が終わってから補助金を申請すれば良いですか？
15. 新規開業したばかりなのですが、補助金の対象になりますか？
16. これから飲食店を開店予定で、開店に向けた工事を実施予定です。それらの工事経費は補助金の交付対象となりますか？
17. 現在店舗を休業中ですが、補助金の対象になりますか？
18. 住所や本社の所在地が市外でも、補助金の対象になりますか？
19. 自社で実施した工事や、自社から購入した商品は補助金の交付対象となりますか？
20. 商品を購入した際の領収書の要件について、法人が商品を代表者の個人名義のクレジットカードで支払いした場合、代表者個人名の領収書を添付すれば良いですか？
21. 他の補助金と併用できますか？

【対象となる店舗・事務所について】

22. どんな店舗・事務所が対象となりますか？
23. キッチンカーは対象になりますか？
24. 店舗を持たず EC サイト等で通信販売を営んでいます。補助金の対象となりますか？
25. フードデリバリー等の宅配サービスを営んでいます。補助金の対象となりますか？
26. 本業が「飲食、小売り、サービス業」ではない事業者（例えば、建設業など）が経営している、不特定多数の顧客に物を売る店舗も対象になりますか？
27. チェーン店は対象になりますか？
28. フリーで働いており、週に 2 回、場所を借りて事業を行っています。ここは「店舗」に該当しますか？

29. 祭りやイベントに出店する屋台は「店舗」に該当しますか？
30. すでに何らかのキャッシュレス決済を導入済みですが、新たに別のキャッシュレス決済を追加で導入したい場合の費用は対象となりますか？
31. 汎用端末（パソコン、タブレット等）のみの購入費用は対象となりますか？
32. 汎用端末本体機器が故障してしまい買い替えたいのですが、対象となりますか？
33. アナログ回線のサービス終了に伴い、現在利用しているクレジット決済端末が利用できなくなります。新たな機器の導入費用は対象となりますか？

【事業全般について】

1. どのような事業が対象となりますか？

不特定多数の顧客が訪問して対面で直接的に物品やサービスを購入したり、設備を利用したりするための店舗等で行う業務改善事業が対象となります。

キャッシュレス決済に係る事業(クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済等の現金を使用しない支払い手段)を導入するもの。

対象となるキャッシュレス決済	補助対象経費	補助率	限度額
・ クレジットカード ・ 電子マネー ・ デビットカード ・ スマートフォン決済 (QRコードなど)	ア 決済端末本体機器 イ 汎用端末(パソコン、タブレット、スマートフォン等) ウ 決済端末に関連する機器 (バーコードリーダー等) エ 設置費用 オ インターネット回線開設の工事費	補助対象 経費の 5分の4 以内	10万円

2. どのような人が対象になりますか？

申請日時点で、市内に次のいずれかの店舗・事務所等の経営又は運営を行っている「中小企業者等」が対象です。

- ① 市内で、直接飲食物の提供等を行っている店舗、事務所等
- ② 市内で、直接物品の販売やサービスの提供を行っている店舗、事務所等

※キッチンカー等の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定による許可を受けて行う飲食関連の移動販売に係る事業(当該事業の営業区域に市内が含まれているものに限る。)に用いる自動車も対象となります。

3. 事業の対象となる、市内に店舗・事務所等を有する「中小企業者等」の定義は？

「中小企業者等」とは以下の①～⑤のいずれかに該当する方です。

- ① 中小企業基本法 第2条第1項各号に規定する者
- ② 特定非営利活動促進法 第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が①に規定する者と概ね同程度の者
- ③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が①に規定する者と概ね同程度の者
- ④ 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第3項に規定する小規模企業者に該当する組合であって、①に規定する者とおおむね同程度の者
- ⑤ ①～④までに掲げる者に準ずる者として市長が適当と認めるもの

※ただし、上記に該当する場合であっても、4に掲げる者は対象となりません。

4. 社会福祉法人、学校法人、宗教法人は交付対象となりますか？

いずれも対象となりません。

なお、この取扱いに準じて、民間事業者等が経営・運営する社会福祉施設も対象となりません。

5. 医療法人(個人開業医含む)は交付対象となりますか？

対象となります。

医師、歯科医師、獣医師の運営する診療所等も対象となります。

6. 中小企業しか申請できませんか？

中小企業者のほか、NPO法人、一般社団法人等も申請が可能です。詳細は3をご覧ください。

7. 風営法の規制を受ける事業者は補助金の交付対象となりますか？

対象となりません。

具体的には、対象店舗等において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、又は当該営業にかかる同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っていないことを補助金交付の条件としています。

8. 補助金は何回申請できますか？

補助金の申請は店舗ごとです。そのため複数店舗の申請をする場合は、店舗ごとの申請が必要です。

9. 申請受付要領、申請書式等はどこで入手できますか？

須坂市のホームページからダウンロードできます。

(URL) <https://www.city.suzaka.nagano.jp/soshiki/5020/3/7077.html>

また、須坂駅前シルキービル2階 商業観光課窓口でも配布しています。

10. 申請は申請書だけ提出すれば良いですか？

交付申請及び実績報告の際は、「交付申請書」、「実績報告書」等の指定様式のほか、商品のカタログや、店舗・事務所の写真、商品・工事の領収書などの必要書類の添付が必要です。

具体的な提出書類については、別紙「申請要領」をご覧ください、必ず確認しながら必要書類をそろえて提出してください。

11. 申請書はどこにどのように提出すれば良いですか？

2026年1月30日(金)までに、商業観光課窓口へ直接ご提出ください。

(提出先) 須坂市大字須坂1295番地1 須坂駅前シルキービル2階

須坂市 商業観光課 商業・サービス産業振興係 平日のみ 8:30~17:15

※自動車でお越しの場合、長電須坂駅前パーキングをご利用ください。

12. 申請書を提出した後はどのような手続きになりますか？

申請書類をご提出いただいた後、審査を行い、内容の確認や書類の不備などがあった場合、商業観光課からご連絡させていただきます。審査の結果、交付決定となった事業について事業着手が可能となります。

事業完了後には、領収書等の必要書類とともに実績報告書をご提出いただく必要があります。

必要書類等の詳細については、別紙「申請要領」をご覧ください。

13. 既に実施済みの工事などは補助金の対象になりますか？

対象となりません。

既に実施済みの工事や、購入済みの商品等は補助金の対象となりません。

14. 工事が終わってから補助金を申請すれば良いですか？

必ず、補助事業の開始前(工事の開始前・商品等の購入前)に交付申請が必要です。事業着手後(完了後)の補助申請は一切できませんので、ご注意ください。

15. 新規開業したばかりなのですが、補助金の対象になりますか？

申請日現在で開業している場合は補助金の対象となります。

なお、開業直後で、確定申告書の写し等が提出できない場合は、事業開始日のわかる「開業届」の写しまたは「法人設立届出」と、「前月の売上がわかる売上台帳等の写し」を提出してください。

16. これから飲食店を開店予定で、開店に向けた工事を実施予定です。それらの工事経費は補助金の交付対象となりますか？

対象となりません。

店舗の新規オープンに係る工事経費等は補助の対象となりません。交付対象となる店舗・事務所は申請日時点で開業(営業)している必要があります。

17. 現在店舗を休業中ですが、補助金の対象になりますか？

休業中の店舗等は補助の対象となりません。申請日現在で店舗等を営業している必要があります。

18. 住所や本社の所在地が市外でも、補助金の対象になりますか？

市内にある店舗・事務所の取り組みのみ対象となります。なお、申請者の住所や本店所在地が市内であっても、市外にある店舗・事務所への取り組みは対象外となります。

19. 自社で実施した工事や、自社から購入した商品は補助金の交付対象となりますか？

対象となりません。

申請者と支出を証する書類(領収書等)の氏名が同一(又は実態として同一とみなせる)場合は、補助金の交付対象となりません。

20. 商品を購入した際の領収書の要件について、法人が商品を代表者の個人名義のクレジットカードで支払いした場合、代表者個人名の領収書を添付すれば良いですか？

代表者個人名の領収書では不可です。必ず法人名義の領収書を添付してください。

補助金の申請者と支払者が異なる場合は、補助金の対象とできません。この例示のように、法人の申請なのにもかかわらず、個人名で支払いをしてしまった場合は、補助金の支払いができませんので、ご注意ください。

21. 他の補助金と併用できますか？

できません。国、長野県等で他の補助金の交付を受けた、または申請中の場合は申請できません。

【対象となる店舗・事務所について】

22. どんな店舗・事務所が対象となりますか？

申請日現在に中小企業者・個人の経営する、須坂市内の店舗・事務所で以下のいずれかに該当するものが対象となります。

- ① 不特定多数の者に対して、直接飲食物の提供等を行っている店舗・事務所
- ② 不特定多数の者に対して、直接物品の販売やサービスの提供等を行っている店舗・事務所

23. キッチンカーは対象になりますか？

対象となります。

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定による許可を受け行う飲食関連の移動販売に係る事業(当該事業の営業区域に市内が含まれているものに限る。)に用いる自動車も対象となります。

24. 店舗を持たず EC サイト等で通信販売を営んでいます。補助金の対象となりますか？

対象となりません。

詳細は「22」をご確認ください。

25. フードデリバリー等の宅配サービスを営んでいます。補助金の対象となりますか？

対象となりません。

ただし、「22」に該当する店舗・事務所で実施する事業については対象となります。

26. 本業が「飲食、小売り、サービス業」ではない事業者(例えば、建設業など)が経営している、不特定多数の顧客に物を売る店舗も対象になりますか？

対象となります。

27. チェーン店は対象になりますか？

対象となります。ただし、大企業は対象となりません。

28. フリーで働いており、週に2回、場所を借りて事業を行っています。ここは「店舗」に該当しますか？

該当しません。

「店舗」は常時・継続的に、自己の事業に利用している場所を指し、一時的に借りた場所等は「店舗」には該当しません。

29. 祭りやイベントに出店する屋台は「店舗」に該当しますか？

該当しません。

「店舗」は常時・継続的に、自己の事業に利用している場所を指し、一過性または短期間で出店する店舗

や屋台は、補助対象になりません。

30. すでに何らかのキャッシュレス決済を導入済みですが、新たに別のキャッシュレス決済を追加で導入したい場合の費用は対象となりますか？

対象になります。

31. 汎用端末(パソコン、タブレット等)のみの購入費用は対象となりますか？

対象になりません。

汎用端末(パソコン、タブレット等)、ネットワーク接続機器など、機器の購入のみでは対象にならず、必ず何らかのキャッシュレス決済を導入することが必要です。

利用するキャッシュレス決済システムの契約書等の証明資料を添付して下さい。

32. 汎用端末本体機器が故障してしまい買い替えたいのですが、対象となりますか？

対象になりません。

「30」と同様、必ず何らかのキャッシュレス決済を導入することで、本補助金の対象となります。

33. アナログ回線のサービス終了に伴い、現在利用しているクレジット決済端末が利用できなくなります。新たな機器の導入費用は対象となりますか？

一部対象となります。

キャッシュレス決済端末本体、汎用端末、及びインターネット回線端末への切替えに必要なネットワーク接続機器の購入費用は対象となります。

しかしながら、リース契約による端末導入費用は対象外です。